

■令和8年度 物価高騰対策支援給付金（介護）

支給対象事業所・支給額一覧

	サービス種別	対象事業所	支給額（※2）
1	夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護	下記①～③を全て満たす事業所 ① 令和8年7月1日（基準日）時点において、北区内に所在 ② 老人福祉法または介護保険法に基づく認可・指定を受けている ③ 令和8年4月1日以降、継続して事業を運営（ただし、下記「※1」を除く。）	1事業所につき50,000円
2	区立通所介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護		1事業所につき100,000円
3	特定施設入居者生活介護、軽費老人ホーム		1事業所につき150,000円
4	認知症対応型共同生活介護、区立短期入所生活介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護		1事業所につき200,000円
5	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護		1事業所につき600,000円
6	区立介護老人福祉施設		1事業所につき900,000円 ※3

※1：対象外事業所

- ①基準日（令和8年7月1日）時点で、休止又は廃止の届出をしている事業所
- ②サテライト事業所
- ③介護老人福祉施設の空床を利用して介護サービスを提供する短期入所生活介護事業所

※2：【令和8年4月1日からの1年間分】として支給します。

※3：介護老人福祉施設において、従来型・ユニット型を併設している場合は、合わせて1事業所とみなします。